

平成26年8月29日

水俣病特措法に基づく救済措置に係る判定結果について

平成22年5月1日から平成24年7月31日まで受付を行いました水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）に基づく救済措置について、判定結果は次のとおりです。

（単位：人）

	一時金等の給付申請者数				切替者数 （※1）
	① 一時金等 対象該当者数	② 療養費 対象該当者数	③ ①、②のい ずれにも該当 しなかった数	④ 合計 （①+②+③）	
熊本県	19,306	3,510	5,144	27,960	14,797
鹿児島県	11,127	2,418	4,428	17,973	1,998
新潟県 （※2）	1,811	85	77	1,973	29

（※1）水俣病特措法施行前に保有していた保健手帳から水俣病被害者手帳（水俣病特措法に基づく手帳）への切替え人数

（※2）新潟県については、一部判定が残っており、8月22日時点の暫定値